

# 「森林土木事業（治山・林道）設計・積算要領」の一部改正について

平成29年 9月28日

環境森林部が発注する工事等の積算に用いる森林土木事業（治山・林道）設計・積算要領について、下記の内容を一部改正しましたのでお知らせします。

## 記

### 1 改訂内容

#### ・第1編 共通

第3章 積算書の内容

第4章 事業費の積算基準

詳細については別添新旧対照表を御確認ください。

### 2 森林土木事業（治山・林道）設計・積算要領の閲覧について

県民情報センター及び西臼杵支庁土木課、各農林振興局において、閲覧が可能となっております。

### 3 問い合わせ先

宮崎県環境森林部

自然環境課技術管理担当 TEL：0985 - 26 - 7164

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">第 1 編 共通 第 1 章 ~ 第 2 章 【 略 】</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 積算書の内容</p> <p>1 請負工事費 [ 略 ]</p> <p>(1) 直接工事費 直接工事費は目的とする施設の施工に直接必要な材料費、労務費及び直接経費（特許使用料、水道光熱電力料及び機械経費）、仮設費並びにその他費用とし、その内容は、次のとおりとする。</p> <p>ア 材料費 [ 略 ]</p> <p>(ア) 数量 [ 略 ]</p> <p>(イ) 価格 価格は、原則として、入札時における市場価格とするものとする。 設計書に計上する材料の単位当たりの価格を設計単価といい、設計単価は物価資料等を参考とし、買入価格、買入れに要する費用及び購入場所から現場までの運賃の合計額とする。 ただし、これにより難しい場合には、別に定めることができるものとする。</p> <p>イ ~ オ [ 略 ]</p> <p>(2) 間接工事費 間接工事費は、各工事部門共通の直接工事費以外の工事費及び経費であり、共通仮設費及び現場管理費に区分し、その内容は次による。</p> <p>ア 共通仮設費</p> <p>(ア) ~ (キ) [ 略 ]</p> <p>イ [ 略 ]</p> <p>(3) 一般管理費等 一般管理費等は、工事施工にあたる企業の継続運営に必要な費用であり、一般管理費及び付加利益に区分し、その内容は次のとおり。</p> <p>ア 一般管理費の項目及び内容</p> <p>(ア) 役員報酬 取締役及び監査役に対する報酬</p> <p>(イ) ~ (ナ) [ 略 ]</p>	<p style="text-align: center;">第 1 編 共通 第 1 章 ~ 第 2 章 【 略 】</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 積算書の内容</p> <p>1 請負工事費 [ 略 ]</p> <p>(1) 直接工事費 直接工事費は、<u>箇所又は工事種類により各工事部門を工種、種別、細別に区分し、各区分ごとに目的とする施設の施工に直接必要な材料費、労務費及び直接経費（特許使用料、水道光熱電力料及び機械経費）、仮設費並びにその他費用について積算するものとし、</u>その内容は次のとおりとする。</p> <p>ア 材料費 [ 略 ]</p> <p>(ア) 数量 [ 略 ]</p> <p>(イ) 価格 価格は、原則として、入札時における市場価格とし、<u>消費税等相当額は含まないものとする。</u> 設計書に計上する材料の単位当たりの価格を設計単価といい、設計単価は物価資料等を参考とし、買入価格、買入れに要する費用及び購入場所から現場までの運賃の合計額とする。 <u>また、支給品の価格決定については、発注者側において購入した資材を支給する場合、現場発生資材を発注者側において保管し、再使用品として支給する場合においても、入札時における市場価格または類似品価格とする。</u> ただし、これにより難しい場合には、別に定めることができるものとする。</p> <p>イ ~ オ [ 略 ]</p> <p>(2) 間接工事費 間接工事費は、各工事部門共通の直接工事費以外の工事費及び経費であり、共通仮設費及び現場管理費に区分し、<u>それぞれの構成する費目について積算するものとし、</u>その内容は次によるものとする。</p> <p>ア 共通仮設費 <u>共通仮設費は、工事施工に当たって、工事目的物の施工に間接的に係る費用であり、その内容は、次の(ア)から(キ)によるものとする。</u></p> <p>(ア) ~ (キ) [ 略 ]</p> <p>イ [ 略 ]</p> <p>(3) 一般管理費等 一般管理費等は、工事施工に当たる企業の継続運営に必要な費用であり、一般管理費及び付加利益に<u>ついて積算するものとし、</u>その内容は次によるものとする。</p> <p>ア 一般管理費の項目及び内容</p> <p>(ア) 役員報酬 取締役及び監査役に対する報酬<u>及び役員賞与（損金算入分）</u></p> <p>(イ) ~ (ナ) [ 略 ]</p>

- イ 付加利益
- (ア) ~ (イ) [略]
- (ウ) 役員賞与金
- (エ) ~ (オ) [略]

(4) [略]

#### 第4章 事業費の積算基準

積算書は、次の要領により作成するものとする。

##### 1 請負工事費の積算

###### (1) 直接工事費

- ア ~ イ [略]
- ウ 直接経費 [略]

###### (ア) 機械経費

機械経費は、工事を施工するために必要な機械の使用に要する費用で、その算定は別に定める「森林整備保全事業建設機械経費積算要領」及び「森林整備保全事業標準歩掛」によるほか、適正と認められる実績または資料により算定する。

- (イ) ~ (ウ) [略]
- エ ~ オ [略]

###### (2) 間接工事費

- [略]
- ア 共通仮設費
- (ア) 工種区分

共通仮設費は、次表に掲げる工種区分に従って算定するものとする。

- a ~ b [略]

工種区分	工種内容
河川工事	河川工事（河川高潮対策区間の工事を除く。）にあって、次に掲げる工事 築堤工、掘削工、浚渫工、護岸工、特殊堤工、根固工、水制工、水路工及びこれらに類する工事
河川・道路 構造物工事	河川における構造物工事及び道路における構造物工事において次に掲げる工事 1 樋門（管）工、水（閘）門工、サイフォン工、床止（固）工、堰、揚排水機場、落石防止覆工、防雪覆工、防音（吸音）壁工、コンクリート橋、簡易組立橋、PC橋（工場既成桁の場合）等の工事及びこれらの下部、基礎のみの工事 2 橋梁の下部工、床版工のみの工事及び橋梁（鋼橋は除く）の修繕工事 3 ゴム伸縮継手（新設橋）、落橋防止工（RC構造）、コンクリート橋の支承、高欄設置工（コンクリート等）、旧橋撤去工（鋼橋上下部）、トンネル内装工（新設トンネル）

- イ 付加利益
- (ア) ~ (イ) [略]
- (ウ) 役員賞与 （損金算入分を除く。）
- (エ) ~ (オ) [略]

(4) [略]

#### 第4章 事業費の積算基準

積算書は、次の要領により作成するものとする。

##### 1 請負工事費の積算

###### (1) 直接工事費

- ア ~ イ [略]
- ウ 直接経費 [略]

###### (ア) 機械経費

機械経費は、工事を施工するために必要な機械の使用に要する経費（材料費、労務費を除く。）で、その算定は別に定める「森林整備保全事業建設機械経費積算要領」及び「森林整備保全事業標準歩掛」によるほか、適正と認められる実績又は資料により算定する。

- (イ) ~ (ウ) [略]
- エ ~ オ [略]

###### (2) 間接工事費

- [略]
- ア 共通仮設費
- (ア) 工種区分

共通仮設費は、表4-1に掲げる工種区分に従って算定するものとする。

- a ~ b [略]

表4-1 工種区分

工種区分	工種内容
河川工事	河川工事（河川高潮対策区間の工事を除く。）にあって、次に掲げる工事 築堤工、掘削工、浚渫工、護岸工、特殊堤工、根固工、水制工、水路工及びこれらに類する工事
河川・道路 構造物工事	河川における構造物工事及び道路における構造物工事において次に掲げる工事 1 樋門（管）工、水（閘）門工、サイフォン工、床止（固）工、堰、揚排水機場、落石防止覆工、防雪覆工、防音（吸音）壁工、コンクリート橋、簡易組立橋、PC橋（ <u>プレキャストセグメントを除く</u> 工場既製桁の場合）等の工事及びこれらの下部、基礎のみの工事 2 <u>橋梁下部工（RC構造）、床版工（RC構造及びプレキャストPC構造）</u> 3 ゴム伸縮継手、落橋防止工（RC構造）、コンクリート橋の支承、高欄設置工（コンクリート等）、旧橋撤去工（ <u>コンクリート</u> 橋）

	4 1から3に類する工事 ただし、工種区分の橋梁保全工事に該当するもの、及び門扉等の工場製作及び揚排水機場の上屋は除く
治山・地すべり 防 止 工 事	治山及び地すべり防止工事にあつて、次に掲げる工事 1 治山ダム工、護岸工、水制工、流路工 2 土留工、水路工、法切工、山腹緑化工、法砕工、落石防止工 3 集水井工、排水トンネル工、アンカー工、杭打工、排土工、暗きょ工 4 1、2及び3に類する工事
海 岸 工 事	海岸工事にあつて、次に掲げる工事 防潮工、消波工、砂丘造成における盛土工及びこれに類する工事
森 林 整 備	森林整備に係る工事にあつて、次に掲げる工事 地拵え、植栽、受光伐、除伐、本数調整伐及び保育に関する工事及びこれに類する工事
道 路 工 事	道路工事にあつて、次に掲げる工事 土工、擁壁工、函渠工、側溝工、山止工、法面工及びこれに類する工事
鋼 橋 架 設 工 事	鋼橋等の運搬架設及び塗装に関する工事であつて、次に掲げる工事 1 鋼橋の運搬架設、塗装及び修繕に関する工事 鋼橋架設工、鋼橋塗装工、鋼橋塗替工、鋼橋桁連結工、橋梁検査路設置工、高欄設置工(鋼製・アルミ等)、橋梁補修工(鋼板接着・増桁)、スノーシェッド(鋼構造)、ロックシェッド(鋼構造)、落橋防止工(RC構造以外)、鋼橋の支承、道路付属物を除く鋼構造物塗替工(水門、樋門、樋管、排水機場等) 2 簡易組立橋の塗装工事及びこれらに類する工事 ただし、工種区分の橋梁保全工事に該当するものは除く。
P C 橋 工 事	工事現場におけるPC橋の製作(工場製作桁は除く)架設及び製作架設に関する工事
橋 梁 保 全 工 事	橋梁の保全に関する次に掲げる修繕工事 1 橋梁(鋼橋は除く)の修繕、橋台・橋脚補強工事 2 床版打替工、沓座拡幅工、落橋防止工(RC構造)、コンクリート橋の支承 3 鋼橋等の修繕に関する工事で鋼橋桁連結工、橋梁検査路設置工、高欄設置工(鋼製・アルミ等)、橋梁補修工(鋼板接着・増桁)、落橋防止工(RC構造以外)、鋼橋の支承修繕の工事 4 伸縮継手補修工、高欄取替工 5 その他、橋梁保全の為の修繕等の工事(塗装、舗装打ち替え等は除く)
舗 装 工 事	舗装の新設、修繕工事にあつて、次に掲げる工事 セメントコンクリート舗装工、アスファルト舗装工、セメント安定処理工、アスファルト安定処理工、砕石路盤工及びこれに類する工事

	上下部)、トンネル内装工(新設トンネル) 4 1から3に類する工事 ただし、工種区分の橋梁保全工事に該当するもの及び門扉等の工場製作及び揚排水機場の上屋は除く
治山・地すべり 防 止 工 事	治山及び地すべり防止工事にあつて、次に掲げる工事 1 治山ダム工、護岸工、水制工、流路工 2 土留工、水路工、法切工、山腹緑化工、法砕工、落石防止工 3 集水井工、排水トンネル工、アンカー工、杭打工、排土工、暗きょ工 4 1、2及び3に類する工事
海 岸 工 事	海岸工事にあつて、次に掲げる工事 防潮工、消波工、砂丘造成における盛土工及びこれに類する工事
森 林 整 備	森林整備に係る工事にあつて、次に掲げる工事 地拵え、植栽、受光伐、除伐、本数調整伐及び保育に関する工事及びこれに類する工事
道 路 工 事	道路工事にあつて、次に掲げる工事 土工、擁壁工、函渠工、側溝工、山止工、法面工及びこれに類する工事
鋼 橋 架 設 工 事	鋼橋等の運搬架設に関する工事であつて、次に掲げる工事 1 鋼橋架設工、鋼橋塗装工、鋼橋塗替工、鋼橋桁連結工、橋梁検査路設置工、高欄設置工(鋼製・アルミ等)、橋梁補修工(鋼板接着・増桁)、スノーシェッド(鋼構造)、ロックシェッド(鋼構造)、道路付属物を除く鋼構造物塗替工(水門、樋門、樋管、排水機場等)、 <b>床版工(RC構造及びプレキャストPC構造を除く。)</b> 、 <b>橋梁下部工(鋼製)</b> 2 簡易組立橋の塗装工事及びこれらに類する工事 <b>3 鋼橋撤去工(鋼橋に伴う床版撤去含む。)</b> ただし、工種区分の橋梁保全工事に該当するものは除く。
P C 橋 工 事	<b>PC橋に関する工事にあつて、次に掲げる工事</b> 1 工事現場におけるPC橋の製作(工場製作桁は除く。)架設及び製作架設に関する工事 2 <b>プレキャストセグメント構造のPC橋工事</b>
橋 梁 保 全 工 事	<b>橋梁(上部工、下部工)に関するすべての保全、補修、補強工事及び既設橋梁の橋梁付属物工の修繕工事(塗装、舗装打ち替え等は除く。)</b>
舗 装 工 事	舗装の新設、修繕工事にあつて、次に掲げる工事 セメントコンクリート舗装工、アスファルト舗装工、セメント安定処理工、アスファルト安定処理工、砕石路盤工及びこれに類する工事 ただし、小規模(パッチング)な工事で施工箇所が点在する工事は除く。
ト ン ネル 工	トンネルに関する工事にあつて、次に掲げる工事

	ただし、小規模（パッチング）な工事で施工箇所が点在する工事は除く
トンネル工	トンネルに関する工事にあつて、次に掲げる工事 1 トンネル工事 2 施工方法がシールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による工事 ただし、本体工を完成後別件で照明設備、舗装、側溝等を発注する場合、又は供用開始後の照明設備、吹付け、舗装、修繕工事等は除く
道路維持工事	道路にあつて、次に掲げる工事 1 管理を目的とした維持的工事 2 道路附属物塗替工、防雪柵設置撤去工 <sup>1</sup> 、トンネル漏水防止工、トンネル内装工(供用トンネル)、路面切削工、路面工、法面工等の維持・補修 <sup>2</sup> に関する工事 3 道路標識 <sup>1</sup> 、道路情報施設、電気通信設備、防護柵 <sup>1</sup> 、樹木等及び区画線等の設置 4 除草、除雪、清掃及び植栽等の緑地管理に関する作業 5 1から4に類する工事 1：局部的新設、復旧・更新を主とする場合に適用 2：法面工の補修については局部的な場合に適用
公園工事	公園緑地及び林業施設用地等の造成工事に関する工事にあつて、次に掲げる工事 敷地造成工、園路広場工、植樹工、芝付工、花壇工、日陰柵工、ベンチ工、池工、遊戯施設工、運動施設工、法面工、敷地内舗装工、調整池工、排水工（敷地造成と併せて行うもの）、柵工及びこれらに類する工事

備考 [略]

(1) 算定方法

共通仮設費の算定は、表4-5（第1表から第4表まで）の工種区分に従つて所定の率計算による額と積上げ計算による額とを加算して行うものとする。

a 共通仮設費の率計算による部分

(a) 算定方法

共通仮設費の率計算による部分の算定は、次の計算式に定める対象額〔P〕に「表4-5工種区分別共通仮設費率標準値表」等に示す工種別の共通仮設費率（補正を含む。）を乗じて得た額の範囲内とする。

〔算定式〕

共通仮設費（率分）＝対象額（P）×（共通仮設費率（kr）＋補正率）  
対象額（P）＝直接工事費＋（支給品費＋無償貸付機械等評価額）  
＋事業損失防止施設費＋準備費に含まれる処分費

	1 トンネル工事 2 施工方法がシールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による工事 ただし、本体工を完成後別件で照明設備、舗装、側溝等を発注する場合、又は供用開始後の照明設備、吹付け、舗装、修繕工事等は除く。
道路維持工事	道路にあつて、次に掲げる工事 1 管理を目的とした維持的工事 2 道路附属物塗替工、防雪柵設置撤去工 <sup>1</sup> 、トンネル漏水防止工、トンネル内装工(供用トンネル)、路面切削工、路面工、法面工等の維持・補修 <sup>2</sup> に関する工事 3 道路標識 <sup>1</sup> 、道路情報施設、電気通信設備、防護柵 <sup>1</sup> 、樹木等及び区画線等の設置 4 除草、除雪、清掃及び植栽等の緑地管理に関する作業 5 1から4に類する工事 1：局部的新設、復旧・更新を主とする場合に適用 2：法面工の補修については局部的な場合に適用
公園工事	公園緑地及び林業施設用地等の造成工事に関する工事にあつて、次に掲げる工事 敷地造成工、園路広場工、植樹工、芝付工、花壇工、日陰柵工、ベンチ工、池工、遊戯施設工、運動施設工、法面工、敷地内舗装工、調整池工、排水工（敷地造成と併せて行うもの）、柵工及びこれらに類する工事

備考 [略]

(1) 算定方法

共通仮設費の算定は、表4-5（第1表から第4表まで）の工種区分に従つて、所定の率計算による額と積上げ計算による額とを加算して行うものとする。

**共通仮設費＝対象額（P）×共通仮設費率（kr）＋積上げ額**

a 共通仮設費の率計算による部分

(a) 算定方法

共通仮設費の率計算による部分の算定は、次の計算式に定める対象額（P）に「表4-5工種区分別共通仮設費率標準値表」等に示す工種別の共通仮設費率（補正を含む。）を乗じて得た額の範囲内とする。

〔算定式〕

共通仮設費（率分）＝対象額（P）×（共通仮設費率（kr）＋補正率）  
対象額（P）＝直接工事費＋（支給品費＋無償貸付機械等評価額）  
＋事業損失防止施設費＋準備費に含まれる処分費

ただし、下記に掲げる費用は、対象額に含めないものとする。

**(1) 簡易組立式橋梁、プレキャストPC桁、プレキャストPC床版、グレーチング床版、合成床版製品費、ポンプ、大型遊具(設計製作品)、光ケーブルの購入費**

**(2) 上記を支給する場合の支給品費**

**(3) 鋼桁、門扉等の工場製作に係る費用のうちの工場原価（工場製作品を含**

(b) 対象額

(1) 対象額は、次表により積算するものとする。

表4-2 間接工事費等項目別対象表 ( :対象とする x :対象としない)

間 接 工 事 費 等		共通仮設費	現場管理費	一般管理費等
項 目	対象額	対 象 額	直接工事費 + 共通仮設費 = 純工事費	純工事費 + 現場管理費 = 工事原価
	桁 等 購 入 費		x	
処 分 費 等		処分費等の取扱いは、(注)8参照		
支 給 品 費 等	桁 等 購 入 費	x		x
	一 般 材 料 費			x
	別 途 製 作 の 製 作 費	x	x	x
	電 力			x
無償貸付機械評価額				x
鋼橋・門扉等工場原価		x	x	
現場発生品		x	x	x
別途製作する標識柱		x	x	—
ヘリコプター飛行経費		x	x	x

む。)

(4) 大型標識柱〔オーバーハング式(F型、T型、逆L型、WF型)オーバーヘッド式〕、しゃ音壁支柱、鋼製ダム(バットレス、スリット)、鋼橋製作工の支承や排水装置等の材料費(製作費を含む。)

(5) 支給品費及び無償貸付機械等評価額は「直接工事費 + 事業損失防止施設費」に含まれるものに限るものとする。

(6) コンクリートダム工事・フィルダム工事については、支給電力料を対象額に含めないものとする。

(7) 別途製作工事等で製作し、架設及び据付工事等を分離して発注する場合は当該製作費は対象額に含めない。

〔無償貸付機械等評価額の算定式〕

$$\left( \begin{array}{c} \text{無償貸付機械等} \\ \text{評価額} \end{array} \right) = \left( \begin{array}{c} \text{無償貸付機械と同機種、} \\ \text{同型式の建設機械等損料額} \end{array} \right) - \left( \begin{array}{c} \text{当該建設機械等の設計書に} \\ \text{計上された経費} \end{array} \right)$$

(貸付にかかる損料額)                      (業者持込の損料額)                      (無償貸付機械等損料額)

(b) 対象額

(1) 対象額は、次表により積算するものとする。

表4-2 間接工事費等項目別対象表 ( :対象とする x :対象としない)

間 接 工 事 費 等		共通仮設費	現場管理費	一般管理費等
項 目	対象額	対 象 額	直接工事費 + 共通仮設費 = 純工事費	純工事費 + 現場管理費 = 工事原価
	桁 等 購 入 費		x	
処 分 費 等		処分費等の取扱いは、(注)8参照		
支 給 品 費 等	桁 等 購 入 費	x		x
	一 般 材 料 費			x
	別 途 製 作 の 製 作 費	x	x	x
	電 力			x
無償貸付機械評価額				x
鋼橋・門扉等工場原価		x	x	
現場発生品		x	x	x
( 削除 )		( 削除 )	( 削除 )	( 削除 )
ヘリコプター飛行経費		x	x	x

- (注) 1 桁等購入費とは、PC桁、簡易組立式橋梁、グレーチング床版、門扉、ポンプ、大型遊具（設計製作品）、光ケーブルの購入費をいう。
- 2 支給品費及び無償貸付機械等評価額は、「直接工事費＋事業損失防止施設費」に含まれるものに限る。
- 3 [略]
- 4 鋼橋・門扉等工場原価は、工場製作に係るものに限る。
- 5 別途製作する標識柱は、オーバーハング柱（F型、T型、逆L型）及びオーバーヘッド柱の材料費及び及び制作費とする。
- 6 [略]
- 7 別途製作したものを一度現場に設置した後に発生品となり再度支給する場合の扱いは、別途製作の制作費と同じ扱いとする。
- 8 [略]

表4-3 処分費等の取扱い

区分	処分費等が「共通仮設費対象額(P)」の3%以下かつ処分費等が3千万円以下の場合	処分費等が「共通仮設費対象額(P)」の3%を超える場合又は処分費等が3千万円を超える場合
共通仮設費 現場管理費 一般管理費等	全額を率計算の対象	処分費等は「共通仮設費対象額(P)」の3%の金額を率計算の対象とし、3%を超える金額は率計算の対象としない。 ただし、対象とする金額は3千万円を上限とする。

(注) [略]

(注) 1 上表の処分費等は、準備費に含まれる処分費を含む。なお、準備費に含まれる処分費は、伐開、除根等に伴うものである。

2 上表により難しい場合は別途考慮するものとする。

(1) [略]

(c) [略]

(d) 共通仮設費率の補正

共通仮設費率の補正については、「施工地域、工事場所を考慮した共通仮設費率の補正及び計算」または「大都市を考慮した共通仮設費率の補正及び計算」により補正を行うものとする。

ただし、これらのどちらも適用できる場合、当該工事の補正については、「大都市を考慮した共通仮設費率の補正及び計算」の補正を適用する。

(1) 施工地域、施工場所を考慮した共通仮設費率の補正及び計算

ア 施工地域、施工場所を考慮した共通仮設費率の補正は、共通仮設費率（表4-5第1表～第4表）に次の表の補正値を加算するものとする。

表4-6 施工地域・工事場所を考慮した共通仮設費率の補正

施工地域・施工場所区分	補正率(%)
-------------	--------

- (注) 1 桁等購入費とは、簡易組立式橋梁、プレキャストPC桁、プレキャストPC床板、グレーチング床版、合成床版製品費、ポンプ、大型遊具（設計製作品）、光ケーブルの購入費をいう。
- 2 無償貸付機械等評価額は、「直接工事費＋事業損失防止施設費」に含まれるものに限る。
- 3 [略]
- 4 鋼橋・門扉等の工場製作に係る費用のうち工場原価（工場製作品を含む。）。
- 5 別途製作する標識柱〔オーバーハング式（F型、T型、逆L型、WF型）、オーバーヘッド式〕しゃ音壁支柱、鋼製ダム（バットレス、スリット）、鋼橋製作工の支承や排水装置等、工場製作品単価の場合の扱いは、鋼橋・門扉等の工場原価の取扱いに準ずるものとする（t当たり製作単価として取扱う場合）。
- 6 [略]
- 7 別途製作したものを一度現場に設置した後に発生品となり再度支給する場合の扱いは、別途製作の制作費（材料費を含む。）と同じ扱いとする。
- 8 [略]

表4-3 処分費等の取扱い

区分	処分費等が「共通仮設費対象額(P)」の3%以下で、かつ処分費等が3千万円以下の場合	処分費等が「共通仮設費対象額(P)」の3%を超える場合、又は処分費等が3千万円を超える場合
共通仮設費 現場管理費 一般管理費等	<u>処分費等は全額を率計算の対象とする。</u>	処分費等は「共通仮設費対象額(P)」の3%の金額を率計算の対象とし、3%を超える金額は率計算の対象としない。 ただし、対象とする金額は3千万円を上限とする。

(注) [略]

(注) 1 上表の処分費等は、準備費に含まれる処分費を含む。なお、準備費に含まれる処分費は、伐開、除根等に伴うものである。

2 処分費を計上する場合は、単価登録をすること。

3 上表により難しい場合は別途考慮するものとする。

(1) [略]

(c) [略]

(d) 共通仮設費率の補正

共通仮設費率の補正については、施工地域を考慮した補正を行うものとする。

(1) 施工地域を考慮した共通仮設費率の補正及び計算

ア 表4-6の適用条件に該当する場合、共通仮設費率（表4-5第1表～第4表）に補正係数を乗じるものとする。

表4-6 地域補正の適用

適用条件	補正	適用
------	----	----

市街地	2.0	
山間僻地及び離島	1.0	
地方部	施工場所が一般交通等の影響を受ける場合。	1.5
	施工場所が一般交通等の影響を受けない場合。	-

(注) 1. 施工地域の区分は以下のとおりとする。

「市街地」は、施工地域が人口集中地区（DID地区）及びこれに準ずる地区をいう。DID地区とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が4,000人/km<sup>2</sup>以上でその全体が5,000人以上となっている地域をいう。

「山間僻地及び離島」は、施工地域が人事院規則における特地勤務手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区をいう。

「地方部」は、施工地域が上記以外の地区をいう。

2. 「地方部」の区分の「施工場所が一般交通等の影響を受ける場合」とは、次のいずれかに該当する場合とする。

(1) 施工場所において、一般交通の影響を受ける場合

(2) 地下埋設物件の影響を受ける場合

(3) 50m以内に人家等が連なっている場合

3. 工事箇所において、施工地域区分が2つ以上となる場合は、補正値の大きい方を適用する。

イ 市街地における次の表の工種区分の場合において、共通仮設費率（表4-5第1表、第2表）に補正係数を乗じるものとする。

表4-7 市街地における共通仮設費率の補正係数

施工地域区分	工種区分	補正係数
市街地	鋼橋架設工事	1.3
	橋梁保全工事	
	舗装工事	
	道路維持工事	

ウ 共通仮設費の計算は、次式によるものとする。

アの場合 共通仮設費 = 対象額(P) × (共通仮設費率(kr) + 施工地域・工事場所を考慮した補正値)

イの場合 共通仮設費 = 対象額(P) × (共通仮設費率(kr) × 施工地域・工事場所を考慮した補正係数)

エ ア及びイの補正のどちらも適用できる場合、当該工事の補正については、イの補正を適用する。

(2) 大都市を考慮した共通仮設費率の補正及び計算

ア 大都市における共通仮設費率の補正は、共通仮設費率 表4-5（第

施工地域区分	工種区分	対象	係数	優先
大都市(1)	舗装工事	東京特別区、横浜市、大阪市の市街地部が施工箇所に含まれる場合	2.0	1
	道路維持工事			
大都市(2)	鋼橋架設工事	札幌市、仙台市、さいたま市、川口市、草加市、千葉市、市川市、船橋市、習志野市、浦安市、東京特別区、八王子市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、広島市、北九州市、福岡市の市街地部が施工箇所に含まれる場合 東京特別区、横浜市、大阪市の市街地部については、鋼橋架設工事のみ対象とする。	1.5	2
	舗装工事			
	道路維持工事			
市街地(DID補正)(1)	鋼橋架設工事	大都市(1)、(2)の対象以外の市街地部が施工箇所に含まれる場合	1.3	3
	道路維持工事			
	舗装工事			
	橋梁保全工事			
一般交通影響有り(1)	全ての工種	2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量が5,000台/日以上(片側)の車道において規制を行う場合 ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.3	4
一般交通影響有り(2)	全ての工種	一般交通影響有り(1)以外の車道において、規制を伴う場合(常時全面通行止めの場合を含む。)	1.2	5
市街地(DID補正)(2)	市街地(DID補正)(1)以外	市街地(DID補正)(1)で適用となる工種区分以外で、市街地部が施工箇所に含まれる場合	1.2	6
山間僻地及び離島	全ての工種	人事院規則における特地勤務手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区の場合	1.3	7

(注) 1 市街地とは、施工地域が人口集中地区（DID地区）及びこれに準ずる地区をいう。

なお、DID地区とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が4,000人/km<sup>2</sup>以上でその全体が5,000人以上となっている地域をいう。



1表、第3表)に次表の補正係数を乗じるものとする。なお、次表の施工地域区分及び工種区分の場合以外には適用しない。

イ 工事場所において、施工地域区分が2つ以上となり、そのうち大都市(1)及び大都市(2)を含む場合は、大都市(1)を適用する。

表4-8 大都市を考慮した共通仮設費率の補正

施工地域区分	工種区分	補正係数
大都市(1)	舗装工事	2.0
	道路維持工事	
大都市(2)	鋼橋架設工事	1.5
	舗装工事	
	道路維持工事	

(注)1. 大都市(1)、(2)の補正を適用できる施工地域区分は、以下のとおりとする。

大都市(1)：東京特別区、横浜市、大阪市のうち、施工地域の区分が市街地をいう。

大都市(2)：札幌市、仙台市、さいたま市、川口市、草加市、千葉市、市川市、船橋市、習志野市、浦安市、東京特別区、八王子市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、広島市、北九州市、福岡市のうち施工地域の区分が市街地をいう。

東京特別区、横浜市、大阪市のうち、施工地域の区分が市街地の場合は、鋼橋架設工事のみ適用できる。

2. 市街地とは、施工地域が人口集中地区(DID地区)及びこれに準ずる地区をいう。

DID地区とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が4,000人/km<sup>2</sup>以上でその全体が5,000人以上となっている地域をいう。

#### ウ 共通仮設費(率分)の計算

共通仮設費 = 対象額(P) × 共通仮設費率(Kr) × 大都市を考慮した補正係数

ただし、共通仮設費率は、表4-5第1表、第3表による。

#### (3) 補正の留意事項

設計変更時における共通仮設費率の補正について、工事区間の延長等により当初計上した補正值に増減が生じた場合は、設計変更の対象として処理するものとする。

b [略]

#### (ウ) 運搬費

##### a 積算内容

[略]

#### (a) 建設機械器具の運搬等に要する費用

(1)~(4) [略]

(5) 器材等(型枠材、支保材、敷鉄板(敷鉄板設置撤去工で積上げた分は除く。)、橋梁ベント、橋梁架設用タワー、橋梁用架設桁設備、排砂管、トレミー管、トンネル用スライディングセントル等)の搬入、搬出及び現場内小運搬

ただし、支給品及び現場発生品については、積上げ積算し、直接工事費に計上するものとする。

(6)~(8) [略]

2 適用条件の複数に該当する場合は、適用優先順に従い決定するものとする。

#### イ 共通仮設費(率分)の計算

共通仮設費(率分) = 対象額(P) × 共通仮設費率(Kr) × 施工地域を考慮した補正係数

ただし、共通仮設費率は、表4-5第1表~第4表による。

#### (3) 補正の留意事項

設計変更時における共通仮設費率の補正について、工事区間の延長等により当初計上した補正值に増減が生じた場合、**あるいは当初計上していなかったが、上記条件の変更により補正できることとなった場合は、**設計変更の対象として処理するものとする。

b [略]

#### (ウ) 運搬費

##### a 積算内容

[略]

#### (a) 建設機械器具の運搬等に要する費用

(1)~(4) [略]

(5) 器材等(型枠材、支保材、敷鉄板(敷鉄板設置撤去工で積上げた分は除く。)、橋梁ベント、橋梁架設用タワー、橋梁用架設桁設備、排砂管、トレミー管、トンネル用**スライドセントル**等)の搬入、搬出及び現場内小運搬

ただし、支給品及び現場発生品については、積上げ積算し、直接工事費に計上するものとする。

(6)~(8) [略]

(b) ~ (d) [略]

b 積算区分

(a) 共通仮設費に計上される運搬費

(1) 共通仮設費率に含まれる運搬費

ア [略]

イ 器材等(型枠材、支保材、足場材、敷鉄板(敷鉄板設置撤去工で積上げた分は除く。)、橋梁ベント、橋梁架設用タワー、橋梁用架設桁設備、排砂管、トレミー管、トンネル用スライディングセントル等)の搬入、搬出及び現場内小運搬

ウ~カ [略]

(2) [略]

ア~ウ [略]

(b) [略]

c 積算方法

(a) 質量20t以上の建設機械の貨物自動車等による運搬

質量20t以上の建設機械器具の搬入、又は搬出の積算は運搬車両1台ごとに次式により行うものとする。

$$U_k = \{ A_1 \times (1 + C_1 + C_4) + A_2 \times C_2 + A_3 \times C_3 + B \} \times D + M + (K \text{ 又は } K')$$

Uk~K' [略]

(注) 1~4 [略]

表4-9 運賃割増率  
第1表 [略]  
第2表

割増項目	適用範囲	割増率				
悪路割増 C <sub>2</sub>	悪路割増区間の運送距離に対応する基本運賃×割増率 道路法による道路及びその他の一般交通の用に供する場所並びに自動車道以外の場所に限る。	3割増				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>地域</th> <th>期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北海道</td> <td>自11月16日 至4月15日</td> </tr> </tbody> </table>	地域	期間	北海道	自11月16日 至4月15日	
地域	期間					
北海道	自11月16日 至4月15日					

(b) ~ (d) [略]

b 積算区分

(a) 共通仮設費に計上される運搬費

(1) 共通仮設費率に含まれる運搬費

ア [略]

イ 器材等(型枠材、支保材、足場材、仮囲い、敷鉄板(敷鉄板設置撤去工で積上げた分は除く。)、作業車(PC橋片持ち架設工)、橋梁ベント、橋梁架設用タワー、橋梁用架設桁設備、排砂管、トレミー管、トンネル用スライドセントル等)の搬入、搬出及び現場内小運搬

ウ~カ [略]

(2) [略]

ア~ウ [略]

エ 上記(1)及び(2)ア~ウにおける自動車航送船使用料に要する費用(運搬中の本体賃料・損料を含む。)

(b) [略]

c 積算方法

(a) 質量20t以上の建設機械の貨物自動車等による運搬

質量20t以上の建設機械器具の搬入、又は搬出の積算は運搬車両1台ごとに次式により行うものとする。

$$U_k = \{ A_1 \times (1 + C_1 + C_4) + A_2 \times C_2 + A_3 \times C_3 + B \} \times D + M + (K \text{ 又は } K')$$

Uk~K' [略]

建設機械運搬方法等は表4-8による。

端数処理

輸送費(基本運賃料金×運賃割増率)及び諸料金(B)は、各々端数処理計算し、その金額が10,000円未満の場合は100円未満を100円に、10,000円以上の場合は500円未満を500円に、500円を超え1,000円未満の端数は1,000円にそれぞれ切上げる。

(注) 1~4 [略]

表4-7 運賃割増率  
第1表 [略]  
第2表

割増項目	適用範囲	割増率				
悪路割増 C <sub>2</sub>	悪路割増区間の運送距離に対応する基本運賃×割増率 道路法による道路及びその他の一般交通の用に供する場所並びに自動車道以外の場所に限る。	3割増				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>地域</th> <th>期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北海道</td> <td>自11月16日 至4月15日</td> </tr> </tbody> </table>	地域	期間	北海道	自11月16日 至4月15日	
地域	期間					
北海道	自11月16日 至4月15日					

冬期割増 C <sub>3</sub>	青森県、秋田県、山形県、新潟県、長野県、富山県、石川県、福井県、鳥取県、島根県の全県 岩手県のうち、北上市、久慈市、遠野市、二戸市、九戸郡、二戸郡、上閉伊郡、岩手郡、和賀郡、福島県のうち、会津若松市、喜多方市、南会津郡、耶麻郡、大沼郡、河沼郡、岐阜県のうち、高山市、大野郡、飛騨市、下呂市、郡上市	自12月1日 至3月31日	2割増
深夜早朝割増 C <sub>4</sub>	運搬時間を「22時から5時」に指定する場合		3割増

(注) 1 ~ 4 [略]

冬期割増 C <sub>3</sub>	青森県、秋田県、山形県、新潟県、長野県、富山県、石川県、福井県、鳥取県、島根県の全県 岩手県のうち、北上市、久慈市、遠野市、二戸市、九戸郡、二戸郡、上閉伊郡、岩手郡、和賀郡、福島県のうち、会津若松市、喜多方市、南会津郡、耶麻郡、大沼郡、河沼郡、岐阜県のうち、高山市、大野郡、 <b>吉城郡、益田郡、郡上郡</b>	自12月1日 至3月31日	2割増
深夜早朝割増 C <sub>4</sub>	運搬時間を「22時から5時」に指定する場合		3割増

(注) 1 ~ 4 [略]

表 4 - 8 建設機械運搬方法

機械名	規 格	自 走		車 載		備 考
		速度 (km/h)	労務	車種	機械 質量 (t)	
路面切削機 (ホイール式・廃材積込装置付)	2.0m			R	29.00	
除雪ドーザ (クローラ型)(普通)	21 t			R	21.90	
スタビライザ (路床改良用)	深1.2m 幅2.0m			R	23.50	
自走式破碎機	クラッシャー寸法 開 450 mm 幅 925 mm			R	30.00	
油圧式杭圧入引抜機 (硬質地盤専用)	鋼矢板 ・ ・ 型用			R	29.70	
油圧式杭圧入引抜機 (硬質地盤専用)	鋼矢板 L ・ L ・ w ・ w ・ w 型用			R	37.90	
コンクリート吹付機 (湿式吹付・吹付口)	吹付範囲半径7m級・ 吐出量			R	22.00	

ポット一体・エアコンプレッサ搭載)	8~22m <sup>3</sup> 級								
-------------------	----------------------	--	--	--	--	--	--	--	--

- (注) 1 貨物自動車による運搬を計上する。  
 2 車載のRはトレーラである。  
 3 本表に掲載のある建設機械については、分解組立の必要はない。

(b) 仮設材（鋼矢板、H形鋼、覆工版、敷鉄板等）の運搬  
 仮設材（鋼矢板、H形鋼、覆工版、敷鉄板等）の運搬費の算定は、次式により行うものとする。

$$U = [E \times (1 + F_1 + F_2)] \times G + H$$

ただし、U ~ G [略]

H：その他の諸料金（有料道路使用料、自動車航走船利用料、その他）

端数の処理

運賃及び料金は当該輸送トン数ごとに計算し、円未満の金額については、切り捨てる。

表4-10 基本運賃表  
[略]

表4-11 運賃割増率  
第1表 F<sub>1</sub>：冬期割増

地域	期間	割増率
北海道	自11月16日 至3月15日	2割増
青森県、秋田県、山形県、新潟県、長野県、富山県、石川県、福井県、鳥取県、島根県の全県 岩手県のうち北上市、久慈市、遠野市、二戸市、九戸郡、二戸郡、上閉伊郡、下閉伊郡、岩手郡、和賀郡、福島県のうち会津若松市、喜多方市、南会津郡、耶麻郡、大沼郡、河沼郡、岐阜県のうち高山市、大野郡、飛騨市、下呂市、郡上市	自12月1日 至3月31日	

第2表 F<sub>2</sub>：深夜早朝割増  
[略]

(c) 仮設材（鋼矢板、H形鋼、覆工版、敷鉄板等）の積込み及び取卸しに要する費用は、次表のとおりとする。

表4-12 仮設材（鋼矢板、H形鋼、覆工版、敷鉄板等）の積込み、取卸し費

場所	作業	費用（円 / ton）	
		片道	往復
基地	積込み	1,500	3,000
現場	取卸し		

(b) 仮設材（鋼矢板、H形鋼、覆工版、敷鉄板等）の運搬  
 仮設材（鋼矢板、H形鋼、覆工版、敷鉄板等）の運搬費の算定は、次式により行うものとする。

$$U = [E \times (1 + F_1 + F_2)] \times G + H$$

ただし、U ~ G [略]

H：その他の諸料金（有料道路利用料、自動車航走船利用料、その他）

端数の処理

運賃及びその他の諸料金は当該輸送トン数ごとに計算し、円未満の金額については、切り捨てる。

表4-9 基本運賃表  
[略]

表4-10 運賃割増率  
第1表 F<sub>1</sub>：冬期割増

地域	期間	割増率
北海道	自11月16日 至3月15日	2割増
青森県、秋田県、山形県、新潟県、長野県、富山県、石川県、福井県、鳥取県、島根県の全県 岩手県のうち北上市、久慈市、遠野市、二戸市、九戸郡、二戸郡、上閉伊郡、下閉伊郡、岩手郡、和賀郡、福島県のうち会津若松市、喜多方市、南会津郡、北会津郡、耶麻郡、大沼郡、河沼郡、岐阜県のうち高山市、大野郡、吉城郡、益田郡、郡上郡	自12月1日 至3月31日	

第2表 F<sub>2</sub>：深夜早朝割増  
[略]

(c) 仮設材（鋼矢板、H形鋼、覆工版、敷鉄板等）の積込み及び取卸しに要する費用は、次表のとおりとする。

表4-11 仮設材（鋼矢板、H形鋼、覆工版、敷鉄板等）の積込み、取卸し費

場所	作業	費用（円 / ton）		
		片道	往復	合計
基地	積込み	750	1,500	3,000
	取卸し	750		
現場	積込み	750	1,500	3,000
	取卸し	750		

	積み込み		
基地	取卸し	1,500	

(注) 1 ~ 2 [略]

(d) 重建設機械分解・組立て

(1) 工事現場に搬入搬出する標準的な重建設機械の分解・組立てに適用する建設機械は次表を標準とする。

表 4 - 13 適用建設機械

機械区分	適用建設機械
ブルドーザ	ブルドーザ(リッパ装置付を含む) 普通 21t 級以上 ~ 44t 級以下 湿地 20t 級以上 ~ 28t 級以下
バックホウ系	バックホウ山積 1.0m <sup>3</sup> 以上 ~ 2.1m <sup>3</sup> 以下(平積 0.7m <sup>3</sup> 以上 ~ 1.5m <sup>3</sup> 以下) 油圧クラムシェル・テレスコピック平積 0.4m <sup>3</sup> 以上 ~ 0.6m <sup>3</sup> 以下
クローラクレーン系	クローラクレーン〔油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型・機械駆動式ウインチ・ラチスジブ型〕吊り能力16t 以上 ~ 300t 以下 クラムシェル〔油圧ロープ式・機械ロープ式〕平積 0.6m <sup>3</sup> 以上 ~ 3.0m <sup>3</sup> 以下 パイロハンマ〔クローラクレーン・油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型・50 ~ 55t 吊〕
トラッククレーン系	トラッククレーン〔油圧伸縮ジブ型〕 オールテレーンクレーン〔油圧伸縮ジブ型〕 吊り能力 80t 以上 ~ 500t 以下
クローラ式杭打機	ディーゼルハンマ(防音カバー装置除く) 油圧ハンマ アースオーガ(二軸同軸式を含む) ディーゼルハンマ・アースオーガ併用 モンケン・アースオーガ併用 アースオーガ併用圧入杭打機 アースオーガ中掘式 機械質量 20t 以上150t 以下
オールケーシング掘削機	オールケーシング掘削機〔クローラ式〕 掘削径 2,000mm 以下 オールケーシング掘削機〔据置式〕 掘削径 2,000mm 以下
地盤改良機械	中層混合処理機 機械質量20t 以上120t 以下 サンドパイル打機 粉体噴射攪拌機(付属機器除く。) 深層混合処理機 ペーパードレーン打機 機械質量 20t 以上 ~ 170t 以下
トンネル用機械	自由断面トンネル掘削機 ドリルジャンボ 機械質量 20t 以上 ~ 60t 以下

基地	取卸し	750	
----	-----	-----	--

(注) 1 ~ 2 [略]

(d) 重建設機械分解・組立て

(1) 工事現場に搬入搬出する標準的な重建設機械の分解・組立てに適用する建設機械は次表を標準とする。

表 4 - 12 適用建設機械

機械区分	適用建設機械
ブルドーザ	ブルドーザ(リッパ装置付を含む) 普通 21t 級以上 ~ 63t 級以下 湿地 20t 級以上 ~ 28t 級以下
バックホウ系	バックホウ山積 1.0m <sup>3</sup> 以上 ~ 2.1m <sup>3</sup> 以下(平積 0.7m <sup>3</sup> 以上 ~ 1.5m <sup>3</sup> 以下) 油圧クラムシェル・テレスコピック平積 0.4m <sup>3</sup> 以上 ~ 0.6m <sup>3</sup> 以下
クローラクレーン系	クローラクレーン〔油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型・機械駆動式ウインチ・ラチスジブ型〕吊り能力16t 以上 ~ 300t 以下 クラムシェル〔油圧ロープ式・機械ロープ式〕平積 0.6m <sup>3</sup> 以上 ~ 3.0m <sup>3</sup> 以下 パイロハンマ〔クローラクレーン・油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型・50 ~ 55t 吊〕
トラッククレーン系	トラッククレーン〔油圧伸縮ジブ型〕 オールテレーンクレーン〔油圧伸縮ジブ型〕 吊り能力 80t 以上 ~ 550t 以下
クローラ式杭打機	ディーゼルハンマ(防音カバー装置除く) 油圧ハンマ アースオーガ(二軸同軸式を含む) ディーゼルハンマ・アースオーガ併用 モンケン・アースオーガ併用 アースオーガ併用圧入杭打機 アースオーガ中掘式 機械質量 20t 以上150t 以下
オールケーシング掘削機	オールケーシング掘削機〔クローラ式〕 掘削径 2,000mm 以下 オールケーシング掘削機〔据置式〕 掘削径 2,000mm 以下
地盤改良機械	中層混合処理機 機械質量20t 以上120t 以下 サンドパイル打機 粉体噴射攪拌機(付属機器除く。) 深層混合処理機 ペーパードレーン打機 機械質量 20t 以上 ~ 180t 以下
トンネル用機械	自由断面トンネル掘削機 ドリルジャンボ 機械質量 20t 以上 ~ 60t 以下

(2) 分解・組立てに使用するクレーンは、次表を標準とする。

表 4 - 14 適用建設機械

機械区分		規格	分解組立用クレーン	
			機械名	規格
ブルドーザ バックホウ系 オールケーシング掘削 機（クローラ式） トンネル用機械		表 4 - 13参照	ラフテレーンクレーン 油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型（第 2 次 基準値）	25 t 吊
地 盤	中層混合処理機	質量60t以下	ラフテレーンクレーン	25t吊
		質量120t以下	油圧伸縮ジブ型	
改 良 機	サトハイル打機 粉体噴射攪拌機	質量60t以下	排出ガス対策型（第 2 次 基準値）	50t吊
		質量120t以下		
機 械	深層混合処理機 ハートドレン打機	質量180t以下		
クローラクレーン系		35 t 吊以下（クラムシル平積0.6㎡含む）	ラフテレーンクレーン 油圧伸縮ジブ型	25 t 吊
		80 t 吊以下（クラムシル平積2.0㎡以下含む）		
		150 t 吊以下（クラムシル平積3.0㎡以下含む）		50 t 吊
		300 t 吊以下		
トラッククレーン系		表 4 - 13参照	ラフテレーンクレーン 油圧伸縮ジブ型、排出ガ ス対策型(第 2 次基準値)	50 t 吊
クローラ式杭打機		質量60 t 以下	ラフテレーンクレーン	50 t 吊
		質量100 t 以下	油圧伸縮ジブ型、排出ガ	
		質量150 t 以下	ス対策型(第 2 次基準値)	
オールケーシング掘削 機〔据置式〕		表 4 - 13参照	クローラクレーン 油圧駆動式ウインチ・ラ チスジブ型、排出ガス対 策型（第 1 次基準値）	60 ~ 65 t 吊

(2) 分解・組立てに使用するクレーンは、次表を標準とする。

表 4 - 13 適用建設機械

機械区分		規格	分解組立用クレーン	
			機械名	規格
ブルドーザ バックホウ系 オールケーシング掘削 機（クローラ式） トンネル用機械		表 4 - 12参照	ラフテレーンクレーン 油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型（第 2 次 基準値）	25 t 吊
地 盤	中層混合処理機	質量60t以下	ラフテレーンクレーン	25t吊
		質量120t以下	油圧伸縮ジブ型	
改 良 機	サトハイル打機 粉体噴射攪拌機	質量60t以下	排出ガス対策型（第 2 次 基準値）	50t吊
		質量120t以下		
機 械	深層混合処理機 ハートドレン打機	質量180t以下		
クローラクレーン系		35 t 吊以下（クラムシル平積0.6㎡含む）	ラフテレーンクレーン 油圧伸縮ジブ型	25 t 吊
		80 t 吊以下（クラムシル平積2.0㎡以下含む）		
		150 t 吊以下（クラムシル平積3.0㎡以下含む）		50 t 吊
		300 t 吊以下		
トラッククレーン系		表 4 - 12参照	ラフテレーンクレーン 油圧伸縮ジブ型、排出ガ ス対策型(第 2 次基準値)	50 t 吊
クローラ式杭打機		質量60 t 以下	ラフテレーンクレーン	50 t 吊
		質量100 t 以下	油圧伸縮ジブ型、排出ガ	
		質量150 t 以下	ス対策型(第 2 次基準値)	
オールケーシング掘削 機〔据置式〕		表 4 - 12参照	クローラクレーン 油圧駆動式ウインチ・ラ チスジブ型、排出ガス対 策型（第 1 次基準値）	60 ~ 65 t 吊

(注) 1 ~ 2 [略]

(3) 分解・組立ての歩掛は、次表を標準とする。  
表 4 - 15 分解・組立歩掛  
[略]

(I) ~ (カ)

(キ) 技術管理費

a [略]

b 積算方法

(a) [略]

(1) ~ (7) [略]

(8) P C 上部工、アンカー工等の緊張管理、グラウト配合試験等に要する費用

(9) トンネル工 ( N A T M ) の計測 A に要する費用

(10) 塗装膜厚施工管理に要する費用

(11) 溶接試験における放射線透過試験に要する費用

(12) 施工管理で使用する O A 機器の費用 ( 情報共有システムに係る費用 ( 登録料及び利用料 ) を含む。)

(b) 上記以外で積み上げる項目は、次の各項に要する費用とする。

(1) ~ (3) [略]

(4) その他前記 (1) 及び (2) に含まれない項目で、特に技術的判断に必要な資料の作成に要する費用

(ク) 営繕費

a [略]

b 積算方法

(a) [略]

(b) 監督員詰所、火薬庫等の設置は、工事期間、工事場所、施工時期、工事規模、監督体制等を考慮して必要な費用を積み上げるものとする。

(1) [略]

(2) 火薬庫類

火薬庫類の計上区分

ア) 大規模工事 ( 1 工事の火薬使用量が、20 t 以上の工事及びトンネル工事 )

表 4 - 16 火薬庫類等の計上区分及び規格

[略]

イ) 小規模工事 ( 大規模以外の工事 )

表 4 - 17 火薬庫類等の計上区分及び規格

[略]

火薬庫類の営繕損料

(注) 1 ~ 2 [略]

(3) 分解・組立ての歩掛は、次表を標準とする。  
表 4 - 14 分解・組立歩掛  
[略]

(I) ~ (カ)

(キ) 技術管理費

a [略]

b 積算方法

(a) [略]

(1) ~ (7) [略]

(8) 非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定に要する費用

(9) 微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定に要する費用

(10) P C 上部工、アンカー工等の緊張管理、グラウト配合試験等に要する費用

(11) トンネル工 ( N A T M ) の計測 A に要する費用

(12) 塗装膜厚施工管理に要する費用

(13) 溶接工の品質管理のための試験等に要する費用 ( 現場溶接部の検査費用を含む )

(14) 施工管理で使用する O A 機器の費用 ( 情報共有システムに係る費用 ( 登録料及び利用料 ) を含む。)

(15) 品質証明に係る費用 ( 品質証明費 )

(16) 建設発生土情報交換システム及び建設副産物情報交換システムの操作に要する費用

(b) 上記以外で積み上げる項目は、次の各項に要する費用とする。

(1) ~ (3) [略]

(4) I C T 建設機械に要する以下の費用

— 保守点検

— システム初期費

— 3 次元起工測量・3 次元設計データの作成費用

(5) その他前記 (1)、(2)、(3) 及び (4) に含まれない項目で、特に技術的判断に必要な資料の作成に要する費用

(ク) 営繕費

a [略]

b 積算方法

(a) [略]

(b) 監督員詰所、火薬庫等の設置は、工事期間、工事場所、施工時期、工事規模、監督体制等を考慮して必要な費用を積み上げるものとする。

(1) [略]

(2) 火薬庫類

火薬庫類の計上区分

ア) 大規模工事 ( 1 工事の火薬使用量が、20 t 以上の工事及びトンネル工事 )

表 4 - 15 火薬庫類等の計上区分及び規格

[略]

イ) 小規模工事 ( 大規模以外の工事 )

表 4 - 16 火薬庫類等の計上区分及び規格

[略]

火薬庫類の営繕損料

表4-18 規格1現場当たり火薬庫類損料

[略]  
[略]

(c)~(e) [略]

(ケ) 安全費

a [略]

b 積算方法

(a) 安全費として積算する内容で共通仮設費率に含まれる部分は、上記aの(a)及び(b)のうち下記項目とする。

(1)~(3) [略]

(4) 夜間工事その他照明が必要な作業を行う場合における照明に要する費用（大規模な照明設備を必要とする広範な工事（ダム・トンネル工事）は除く。）

(5)~(7) [略]

(8) 長大トンネル等における防火安全対策に要する費用

(9)~(10) [略]

(b) 上記以外で積上げ計上する項目は次の各項に要する費用とする。

(1) [略]

(2) バリケード、転落防止柵、工事標識、照明等のイメージアップに要する費用

積算方法は、「森林整備保全事業設計積算要領等の細部取扱いについて」（平成11年7月1日付け11-13林野庁指導部長通知）による。

(3)~(7) [略]

イ 現場管理費

(ア) 工種区分

[略]

(イ) 算定方法

現場管理費は、表4-20（第1表から第4表）の工種区分に従って純工事費ごとに求めた現場管理費率を、当該純工事費に乗じて得た額の範囲内として次式により算定するものとする。

現場管理費 = 純工事費 × 現場管理費率（J0）

なお、純工事費については、「第4章の1(2)ア(イ)の共通仮設費の率計算による部分」の表4-2間接工事費等の項目別対象表」によるものとする。

ただし、2種以上の工種からなる工事は、その主たる工種の現場管理費率を適用するものとする。

表4-20 工種別現場管理費率

第1表~第4表 [略]

(ウ) 現場管理費率の補正

現場管理費率の補正については、「施工時期、工事期間等を考慮した現場管理費率の補正」を適用するとともに、「施工地域、工事場所を考慮した現場管理費率の補正」または「大都市を考慮した現場管理費率の補正」のいずれかを適用するものとする。

(a) 施工時期、工事期間等を考慮した現場管理費率の補正

施工時期、工事期間を考慮して、工種別現場管理費率標準値を補正することができるものとする。

ただし、次の「積雪寒冷地域で施工時期が冬期となる場合」と「緊急工事の場合」を合わせて適用する場合の補正值の上限は、2.0%とする。

(1) 積雪寒冷地域で施工時期が冬期となる場合

表4-17 規格1現場当たり火薬庫類損料

[略]  
[略]

(c)~(e) [略]

(ケ) 安全費

a [略]

b 積算方法

(a) 安全費として積算する内容で共通仮設費率に含まれる部分は、上記aの(a)及び(b)のうち下記項目とする。

(1)~(3) [略]

(4) 夜間工事その他照明が必要な作業を行う場合における照明に要する費用（大規模な照明設備を必要とする広範な工事（ダム・トンネル**本体**工事）は除く。）

(5)~(7) [略]

(8) 長大トンネル等における防火安全対策に要する費用（工事中連絡設備含む。）

(9)~(10) [略]

(b) 上記以外で積上げ計上する項目は次の各項に要する費用とする。

(1) [略]

(2) バリケード、転落防止柵、工事標識、照明等の現場環境改善に要する費用

積算方法は、「森林整備保全事業設計積算要領等の細部取扱いについて」（平成11年7月1日付け11-13林野庁指導部長通知）による。

(3)~(7) [略]

イ 現場管理費

(ア) 工種区分

[略]

(イ) 算定方法

現場管理費は、表4-18（第1表から第4表）の工種区分に従って純工事費ごとに求めた現場管理費率を、当該純工事費に乗じて得た額の範囲内として次式により算定するものとする。

現場管理費 = 純工事費 × 現場管理費率（J0）

なお、純工事費については、「第4章の1(2)ア(イ)の共通仮設費の率計算による部分」の表4-2間接工事費等の項目別対象表」によるものとする。

ただし、2種以上の工種からなる工事は、その主たる工種の現場管理費率を適用するものとする。

表4-18 工種別現場管理費率

第1表~第4表 [略]

(ウ) 現場管理費率の補正

(a) 施工時期、工事期間等を考慮した現場管理費率の補正

施工時期、工事期間を考慮して、表4-18 工種別現場管理費率を2.0%の範囲内で加算することができるものとする。

ただし、次の「積雪寒冷地域で施工時期が冬期となる場合」と「緊急工事の場合」を合わせて適用する場合の補正值の上限は、2.0%とする。

(1) 積雪寒冷地域で施工時期が冬期となる場合



積雪寒冷地域の範囲

[略]

積雪寒冷地の適用期間は、次表のとおりとする。

表4-21 積雪寒冷地の適用期間

[略]

表4-22 補正係数

[略]

(2) [略]

(b) 施工地域、工事場所を考慮した現場管理費率の補正

(1) 施工地域、工事場所を考慮した現場管理費率の補正は、表4-20工種別現場管理費率標準値表の現場管理費率標準値に下表の補正値を加算するものとする。

表4-23 施工地域、工事場所を考慮した現場管理費率の補正

施工地域・施工場所区分		補正値(%)
市	街地	1.5
山間僻地及び離島		0.5
地方部	施工場所が一般交通等の影響を受ける場合。	1.0
	施工場所が一般交通等の影響を受けない場合。	-

(注) 1. 施工地域の区分は、以下のとおりとする。

市街地は、施工地域が人口集中地域(DID地区)及びこれに準ずる地区をいう。DID地区とは、国勢調査による地域別人口密度が4,000人/km<sup>2</sup>以上で、その全体が5,000人以上となっている地域をいう。

山間僻地及び離島は、施工地域が人事院規則における特勤手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区をいう。

地方部は、施工地域が上記以外の地区をいう。

2. 「地方部」の区分の「施工場所が一般交通等の影響を受ける場合」とは次のいずれかに該当する場合とする。

(1) 施工場所において、一般交通の影響を受ける場合

(2) 地下埋設物件の影響を受ける場合

(3) 50m以内に人家等が連なっている場合

3. 工事箇所において、施工地域区分が二つ以上となる場合は、補正値の大きい方を適用する。

(2) 次表の施工地域区分及び工種区分における現場管理費率の補正は、表4-20工種別現場管理費率標準値表の現場管理費率標準値に表4-24の補正係数を乗じるものとする。

表4-24 市街地における現場管理費率の補正係数

施工地域区分	工種区分	補正係数
--------	------	------

積雪寒冷地域の範囲

[略]

積雪寒冷地の適用期間は、次表のとおりとする。

表4-19 積雪寒冷地の適用期間

[略]

表4-20 補正係数

[略]

(2) [略]

(b) 施工地域を考慮した現場管理費率の補正

(1) 表4-21の適用条件に該当する場合、第4-18(第1表~第4表)の現場管理費率に下表の補正係数を乗じるものとする。

表4-21 施工地域、工事場所を考慮した現場管理費率の補正

表4-21 地域補正の適用

適用条件			補正	適用
施工地域区分	工種区分	対象	係数	優先
大都市(1)・(2)	鋼橋架設工事	札幌市、仙台市、さいたま市、川口市、草加市、千葉市、市川市、船橋市、習志野市、浦安市、東京特別区、八王子市、	1.2	1
	舗装工事	横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、		
	道路維持工事	広島市、北九州市、福岡市の市街地部が施工箇所に含まれる場合		
市街地(DID補正)(1)	鋼橋架設工事	大都市(1)、(2)の対象以外の市街地部が	1.1	2
	道路維持工事			
	舗装工事			
一般交通影響有り(1)	橋梁保全工事	施工箇所に含まれる場合	1.1	3
	全ての工種	2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量が5,000台/日以上(片側)の車道において規制を行う場合		
		ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。		
一般交通影響有り(2)	全ての工種	一般交通影響有り(1)以外の車道において、規制を伴う場合(常時全面通行止めの場合を含む。)	1.1	4
市街地(DID)	市街地(DID)	市街地(DID補正)(1)で適用となる工		

市街地	鋼橋架設工事	1.1
	橋梁保全工事	
	舗装工事	
	道路維持工事	

(1)及び(2)の補正のどちらも適用できる場合、当該工事の補正については、(2)の補正を適用する。

(c) 大都市を考慮した現場管理費率の補正

(1) 次表の施工地域区分及び工種区分における現場管理費率の補正は、表4-20工種別現場管理費率標準値表の現場管理費率標準値に表4-25の補正係数を乗じるものとする。なお、次表の施工地域区分及び工種区分以外の場合は適用しない。

また、工事場所において、施工地域区分が二つ以上となり、そのうち大都市(1)及び(2)を含む場合は、大都市(1)及び(2)を考慮した現場管理費率の補正を行うものとする。

表4-25 大都市における現場管理費率の補正係数

施工地域区分	工種区分	補正係数
大都市(1)・(2)	鋼橋架設工事	1.2
	舗装工事	
	道路維持工事	

(注) 大都市(1)・(2)の補正を適用できる施工地域区分は、以下のとおりとする。

大都市(1)・(2)： 札幌市、仙台市、さいたま市、川口市、草加市、千葉市、市川市、船橋市、習志野市、浦安市、東京特別区、八王子市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、広島市、北九州市、福岡市のうち、施工地域区分が市街地をいう。

市街地とは、施工地域が人口集中地区(DID地区)及びこれに準ずる地区をいう。DID地区とは、国勢調査による地域別人口密度が4,000人/km<sup>2</sup>以上でその全体が5,000人以上となっている地域をいう。

(d) 設計変更の取扱い

設計変更時における現場管理費率の補正について、工事区間の延長等により当初計上した補正值に増減が生じた場合は、設計変更の対象として処理するものとする。

補正)(2)	補正)(1)以外	種区分以外で、市街地部が施工箇所に含まれる場合	1.1	5
山間僻地及び離島	全ての工種	人事院規則における特勤手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区の場合	1.0	6

(注) 1 市街地とは、施工地域が人口集中地区(DID地区)及びこれに準ずる地区をいう。

なお、DID地区とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が4,000人/km<sup>2</sup>以上でその全体が5,000人以上となっている地域をいう。

2 適用条件の複数に該当する場合は、適用優先によるが、共通仮設費で決定した施工地域区分と同じものを適用すること。

(c) 設計変更の取扱い

設計変更時における現場管理費率の補正については、工事区間の延長、工期の延長短縮等により当初計上した補正值に増減が生じた場合、あるいは、当初計上してなかったが上記条件の変更により補正できることとなった場合は、設計変更の対象として処理するものとする。

(d) 支給品の取扱い

資材等を支給するときは、当該支給品費を純工事費に加算した額を現場管理費算定の対象となる純工事費とする。

(e) 現場管理費の計算

(1) (a)及び(b)の両方に該当する場合

現場管理費 = 対象純工事費 × ((現場管理費率標準値 × 補正係数) + 補正值)

(2) (b)及び(c)の両方に該当する場合

現場管理費 = 対象純工事費 × (現場管理費率標準値 + 補正值)

ただし、対象純工事費：純工事費 + 支給品費 + 無償貸与機械等評価額

(3) 一般管理費等

ア 一般管理費等の算定

一般管理費等は、一般管理費及び付加利益の額の合計額とし、前払金支出割合が35%を超え40%以下の場合の一般管理費等の額は、次表の工事原価ごとに求めた一般管理費等率を、当該工事原価に乗じて得た額の範囲内とする。

一般管理費等 = 工事原価 × 一般管理費等率 (Gp)

なお、前払金支出割合が35%以下の場合は、下記イ(ア)及び(イ)により補正するものとする。

表4-26 前払金支出割合が35%を超え40%以下の場合

[略]

イ 一般管理費等率の補正

(ア) 前払金支出割合の相違による補正

前払金支出割合が35%以下の場合の一般管理費等の率は、次表の前払金支出割合区分ごとに定める補正係数を表4-26に基づく一般管理費等率に乗じて得た率とする。

表4-27 前払金支出割合による補正

[略]

(イ) 契約の保証に係る補正

上記(ア)の補正值に、表4-28の契約保証に係る補正值を加算したものを一般管理費等率とする。

表4-28 契約保証に係る補正

[略]

(4)~(5) [略]

2 [略]

(e) 現場管理費の積算において支給品、貸付機械がある場合の取扱い

(1) 別途製作工事で製作し、架設(据付)のみを分離して発注する場合は、当該製作費は積算の対象とする純工事費には含めない。

(2) 当初の支給品の価格決定については、官側において購入した資材を支給する場合、現場発生資材を官側において保管し再使用品として支給する場合とも、入札時における市場価格又は類似品価格とする。

(f) 現場管理費の計算

現場管理費率標準値は、表4-18による。

施工時期、工事期間、施工地域を考慮した計算

現場管理費 = 対象純工事費 × {(現場管理費率 × 補正係数) + 補正值}

対象純工事費：純工事費 + 支給品費 + 無償貸付機械等評価額

ただし、現場管理費率は、表4-18(第1表~第4表)による。

補正係数は、(ウ)(b)施工地域を考慮した現場管理費率の補正による。

補正值は、(ウ)(a)施工時期、工事期間等を考慮した現場管理費率の補正による。

なお、補正係数を乗じる場合は、現場管理費率J0の端数処理後に係数を乗じて、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

(3) 一般管理費等及び消費税等相当額

ア 一般管理費等の算定

一般管理費等は、一般管理費及び付加利益の額の合計額とし、前払金支出割合が35%を超え40%以下の場合の一般管理費等の額は、表4-22の工事原価ごとに求めた一般管理費等率を、当該工事原価に乗じて得た額の範囲内とする。

一般管理費等 = 工事原価 × 一般管理費等率 (Gp)

なお、前払金支出割合が35%以下の場合は、下記イ(ア)及び(イ)により補正するものとする。

表4-22 前払金支出割合が35%を超え40%以下の場合

[略]

イ 一般管理費等率の補正

(ア) 前払金支出割合の相違による補正

前払金支出割合が35%以下の場合の一般管理費等の率は、表4-23の前払金支出割合区分ごとに定める補正係数を表4-22に基づく一般管理費等率に乗じて得た率とする。

表4-23 前払金支出割合による補正

[略]

(イ) 契約の保証に係る補正

上記(ア)の補正值に、表4-24の契約保証に係る補正值を加算したものを一般管理費等率とする。

表4-24 契約保証に係る補正

[略]

(4)~(5) [略]

2 [略]

3 条件明示

安全対策上、重要な仮設物等については設計図書に条件明示し、極力指定仮設とするものとする。

3 設計書の単位（金額）  
【略】

第5章～第13章 【略】

第2編～第4編 【略】

4 設計書の単位（金額）  
【略】

第5章～第13章 【略】

第2編～第4編 【略】